現職の学校栄養職員の栄養教諭免許申請方法について
（適用法令：附則第 17 項）

１．必要書類一覧

	書類	ﾁｪｯｸ	備考
1	［様式５］教育職員検定願		
2	［様式２］実務に関する証明書		
3	［様式３］履歴書		
4	［様式４］宣誓書		
5	［様式６］人物に関する証明書		
6	［様式８］身体に関する証明書		
7	学力に関する証明書		
8	【２種免申請者】①か②のいずれか ①栄養士免許の写し ②管理栄養士免許の写し 【１種免申請者】①か②のいずれか ①管理栄養士免許の写し ②管理栄養士養成施設の課程を修了したことを証明するもの＋栄養士免許の写し		
9	現在所有している免許状の写しまたは授与証明書※		該当者のみ
10	戸籍抄本（上記書類と氏名・本籍地を変更している場合）		
11	手数料（5,000 円、富山県収入証紙）		

申請の省略及び簡略化について

下記表の様式については、次の書類で代用することができます。

様式	代用できる書類	備考
［様式３］履歴書	学校保管の履歴書の写し（最新の職歴まで記載してあるもの）	
［様式８］身体に関する証明書	健康診断の結果表の写し	・申請日以前１年以内に受診したものに限る

２．各書類記入にあたっての注意事項

（１）［様式３］履歴書について

・履歴書は中学校から記載してください。

・両面で１枚となる形で提出してください。（貼付不可。両面印刷をしてください。）

（２）学力に関する証明書について

・添付書類である「学力に関する証明書」は、大学が発行する証明書の１つですが、名称が大学によって異なる場合もあるため、免許状取得のためである旨をはっきりと伝え、取り寄せてください。

（３）［様式２］実務に関する証明書／［様式６］人物に関する証明書について

・当該証明書の証明者から富山県教育委員会への親展文書としてください。

・市町村立学校教員の所属長は学校長、所轄庁は地教委となります。
県立学校教員の所属長は学校長、所轄庁は記入不要です。
私立学校教員の所属長は、学校法人の理事長又は設置者となります。所轄庁は記入不要です。
国立学校教員の所属長は学校長、所轄庁はその大学の学長となります。

☆手数料

・富山県収入証紙 5,000 円分を検定願の所定箇所に貼ってください。

※富山県収入証紙は、収入印紙ではございません。お間違えのないよう、ご注意ください。

※富山県収入証紙は、厚生センター、警察署、免許センター等で購入することができます。売りさばき所は下記ＵＲＬに掲載しておりますのでご確認ください。
http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1800/kj00015361.html

※富山県収入証紙が入手不可能な場合には、手数料相当額の郵便小為替を同封してください。

３．書類提出方法

各様式に添付書類を添えて、郵送又は持参して下さい。（県庁メールカーで送付可）
なお、学校職員は学校を通じて申請して下さい。

（１）国立、県立、私立学校の職員
申請者→学校長→教職員課

（２）市町村立学校の職員
申請者→学校長→地教委→教職員課

（３）個人申請者
申請者→教職員課

※証明書の受取は、申請経路の逆になります。

＜書類提出先＞
〒930-8501（住所不要）
富山県教育委員会教職員課企画管理係